

自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

自動車整備分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る 1 号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 . 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会 (以下「協議会」とする。) の構成員であること、又は、自動車整備分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあつては、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から 4 か月以内に協議会の構成員となること。
- 2 . 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 3 . 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 4 . 1 級又は 2 級の自動車整備士の技能検定 (道路運送車両法第 5 5 条第 1 項の技能検定をいう。) に合格した者又は自動車整備士の養成施設 (同条第 3 項に規定する養成施設をいう。) において 5 年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者